南九州市中期財政計画を見直しました!!
（平成25～29年度）

市の財政運営の基本方針として、平成24年度に策定した「中期財政計画」は、その後の社会情勢や国の制度改正のほか市の決算の状況など、計画と実績に大きな相違が生じてきていることから、本年９月に「中期財政計画改定版」として、見直しを行いました。

①見直す理由　～財政の危機的状況の回避～

●このままの予算規模を継続すると・・・

現状の予算規模から年次的に一定の歳出削減を継続した場合（現行ベース）でも、財政調整基金は平成31年度に枯渇し、以降は毎年度６億円を超える収支不足額が見込まれ、危機的な状況となることが予想されます。

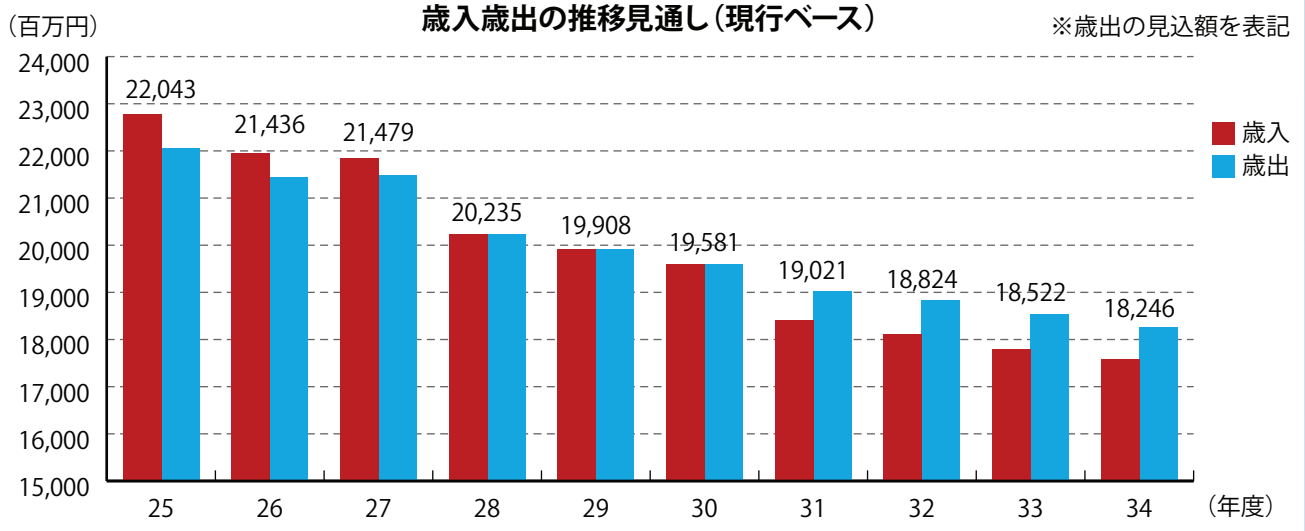

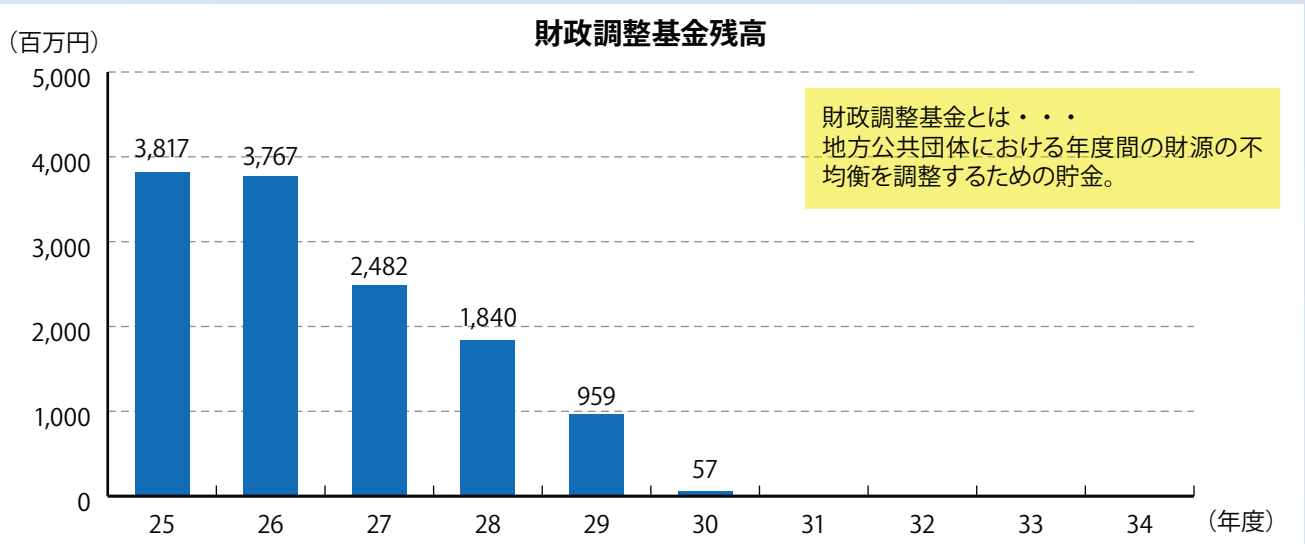

②計画の見直し　～歳出の大幅な抑制～

将来に向けて持続可能な財政運営を実現するために

●将来に負担を先送りしない健全な財政基盤の確立を目指して・・・

歳入に見合う、身の丈に合った予算として、歳出の大幅な抑制を行い、将来に向けて持続可能な財政運営を実現するために見直しを行った「中期財政計画改定版」の概要は次ページ左上のグラフのとおりです。

事業の選択と集中により、メリハリのある事業展開へ移行することで、健全な財政基盤を築くことが可能となります。

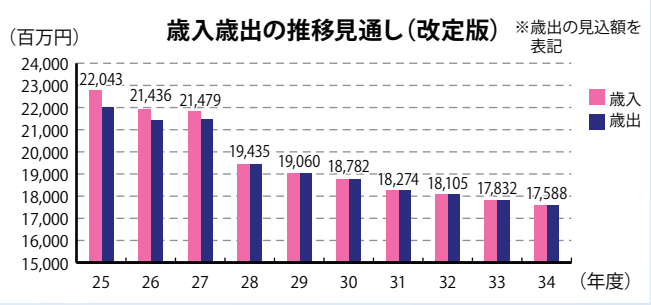

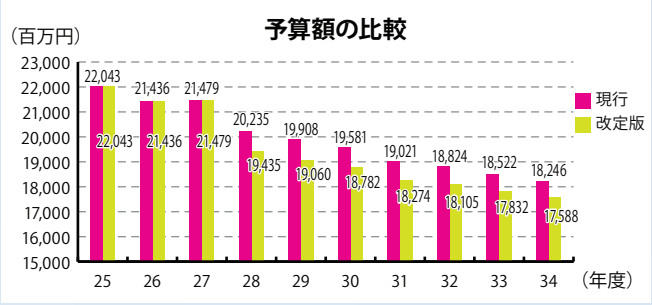

●当初の中期財政計画と見直し後（改定版）の歳入歳出見込額の比較

平成24年度策定計画
平成27年度改定版
見直し額

【 歳 入 】 （単位：百万円）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地方税	3,436	3,440	3,355	3,371	3,371
	3,490	3,491	3,369	3,357	3,323
	54	51	14	▲14	▲48
地方譲与税	359	355	350	346	342
	325	312	302	296	291
	▲34	▲43	▲48	▲50	▲51
各種交付金	421	610	697	797	787
	417	473	474	465	491
	▲4	▲137	▲223	▲332	▲296
地方特例交付金	7	7	7	7	7
	7	8	8	8	8
	0	1	1	1	1
地方交付税	8,634	8,702	8,405	8,066	7,709
	9,030	8,772	8,302	7,859	7,540
	396	70	▲103	▲207	▲169
使用料・手数料	547	533	523	521	520
	572	538	496	495	494
	25	5	▲27	▲26	▲26
国庫支出金	1,728	1,766	1,805	1,804	1,804
	2,494	2,378	2,366	1,951	1,942
	766	612	561	147	138
県支出金	1,832	1,838	1,844	1,831	1,817
	2,714	1,857	2,217	1,750	1,725
	882	19	373	▲81	▲92
繰入金	918	773	1,095	511	431
	346	991	1,896	946	1,027
	▲572	218	801	435	596
繰越金	200	200	200	180	162
	340	394	280	180	100
	140	194	80	0	▲62
地方債	2,099	2,036	1,974	1,914	1,914
	2,368	2,104	1,596	1,619	1,619
	269	68	▲378	▲295	▲295
うち臨時財政対策債	762	740	717	695	695
	791	745	599	600	600
	29	5	▲118	▲95	▲95
その他	524	533	538	535	532
	673	623	533	507	501
	149	90	▲5	▲28	▲31
歳入合計	20,705	20,793	20,793	19,883	19,396
	22,776	21,941	21,839	19,435	19,060
	2,071	1,148	1,046	▲448	▲336
うち一般財源等	14,608	14,650	14,651	13,798	13,329
	14,408	14,603	14,862	13,287	12,954
	▲200	▲47	211	▲511	▲375

【 歳 出 】 （単位：百万円）

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
義務的経費	10,072	10,107	10,115	10,099	9,894
	9,750	10,285	10,177	10,002	9,736
	▲322	178	62	▲97	▲158
人件費	4,107	4,012	3,969	3,893	3,663
	3,740	3,866	3,828	3,703	3,534
	▲367	▲146	▲141	▲190	▲129
扶助費	3,620	3,709	3,796	3,799	3,803
	3,676	4,050	3,977	3,832	3,773
	56	341	181	33	▲30
公債費	2,345	2,386	2,350	2,407	2,428
	2,333	2,369	2,371	2,467	2,429
	▲12	▲17	21	60	1
投資的経費	3,005	2,931	2,801	2,667	2,518
	4,528	3,633	2,990	2,105	2,105
	1,523	702	189	▲562	▲413
うち普通建設事業費	3,000	2,926	2,796	2,662	2,513
	4,524	3,609	2,940	2,100	2,100
	1,524	683	144	▲562	▲413
その他の経費	7,628	7,755	7,877	7,117	6,984
	7,765	7,517	8,312	7,328	7,219
	137	▲238	435	211	235
うち物件費	2,532	2,524	2,540	2,576	2,492
	2,276	2,457	2,721	2,555	2,467
	▲256	▲67	181	▲21	▲25
うち補助費等	2,393	2,509	2,587	1,773	1,707
	1,994	2,008	2,646	1,979	1,991
	▲399	▲501	59	206	284
うち繰出金	2,440	2,450	2,466	2,469	2,479
	2,495	2,668	2,714	2,449	2,424
	55	218	248	▲20	▲55
歳出合計	20,705	20,793	20,793	19,883	19,396
	22,043	21,436	21,479	19,435	19,060
	1,338	643	686	▲448	▲336

主な歳出抑制の内容

・人件費は職員定数の適正化計画に沿って引き続き一般職員数の削減に取り組み、同類の施設の統廃合の推進により、職員配置の適正化に努めます。
・扶助費は平成29年度から市単独の事業費を５千万円削減します。
・普通建設事業費は事業効果と緊急性を考慮の上で実施事業を厳選し、平成28年度以降の事業費を総額21億円に抑制します。
・補助費等のうち市単独の補助金は見直しの実施により平成29年度に５千万円の削減を行い、以降は前年度に対し３％ずつの年次的な削減を行います。

③市民の皆さんへ

今後の地方創生総合戦略への取り組みなど、新たな財政需要に対応していくためにも、現行の予算規模を縮小する必要があります。行政サービスにも変化が生じる場合もありますが、未来に展望を持つことのできる南九州市を引き継いでいくため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

市の財政事情の公表
～平成26年度決算の概要～

歳入、歳出決算の状況について

平成26年度の一般会計の歳入決算額は、前年度に比べ、8億3,505万4千円少なくなっています。主な要因は、普通交付税の減額により地方交付税が2億5,854万2千円の減となったことや、県支出金で活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金(茶業関係)などの減額により8億5,692万円の減となったことによるものです。

一方、歳出も前年度に比べ、6億685万9千円少なくなっています。これを目的別にみると、総務費の企業立地推進事業補助金、土地開発公社保有の土地取得費の皆減や地域の元気臨時交付金基金などへの積立金の減によるものおよび農林水産業費の建設事業に対する補助金の減が大きな要因となっています。

また、性質別にみると、普通建設事業費は9億1,555万5千円の大きな減となったほか、積立金は庁舎建設整備基金、地域の元気臨時交付金基金などで6億1,541万2千円の減、扶助費は消費税率の引上げに伴う臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の皆増や障害者自立支援給付事業費の伸びにより3億7,463万7千円の増となりました。

一般会計　決算収支の状況　（単位：千円）

区　分		平成 26 年度
歳入総額	A	21,941,172
歳出総額	B	21,435,773
歳入歳出差引（A － B）	C	505,399
翌年度へ繰り越すべき財源	D	57,337
実質収支（C － D）	E	448,062
単年度収支	F	▲ 226,791
基金積立金	G	10,288
繰上償還金	H	0
積立金取り崩し額	I	400,000
実質単年度収支（F＋G＋H－I）	J	▲ 616,503

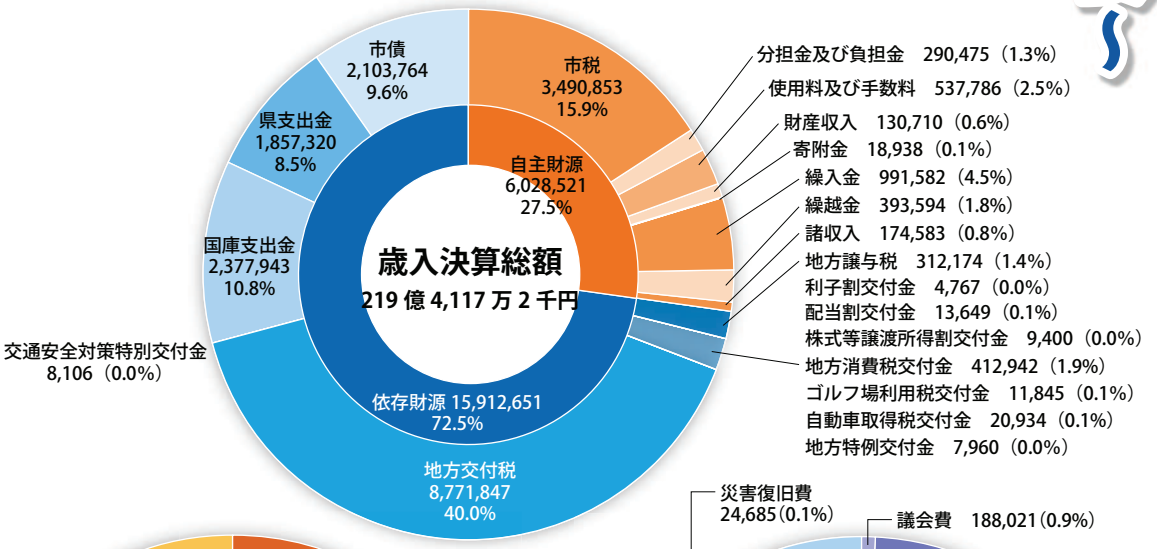

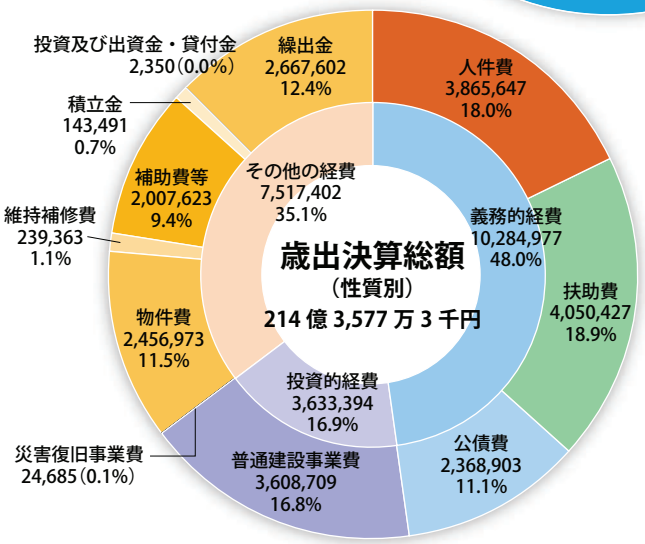

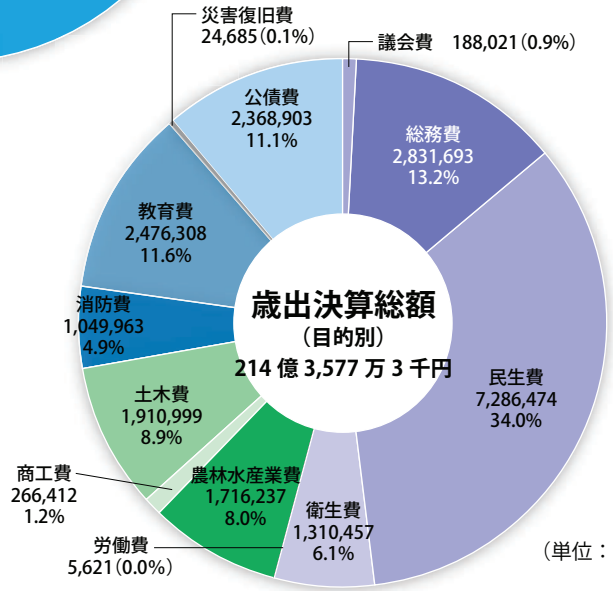

（単位：千円）

特別会計　決算収支の状況　　（単位：千円）

区　　分	歳入決算額	歳出決算額	翌年度への繰越財源	実質収支
国民健康保険事業特別会計	6,340,124	6,288,522	0	51,602
後期高齢者医療特別会計	549,188	547,729	0	1,459
介護保険事業特別会計	4,838,282	4,762,065	0	76,217
簡易水道事業特別会計	266,169	260,756	650	4,763
農業集落排水事業特別会計	77,613	74,971	0	2,642
公共下水道事業特別会計	174,565	167,303	0	7,262

平成 27 年度上半期の財政状況（平成 27 年 9 月末現在）

（単位：千円、％）

区　　分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	22,012,014	10,736,049	48.8	8,408,814	38.2
国民健康保険事業特別会計	6,945,112	3,245,145	46.7	3,071,640	44.2
後期高齢者医療特別会計	568,225	164,747	29.0	158,173	27.8
介護保険事業特別会計	4,804,920	2,147,302	44.7	2,021,264	42.1
簡易水道事業特別会計	286,241	131,107	45.8	107,311	37.5
農業集落排水事業特別会計	78,500	52,236	66.5	37,397	47.6
公共下水道事業特別会計	167,289	108,536	64.9	76,075	45.5

※一般会計および簡易水道事業特別会計は、平成26年度からの繰越事業を含む。

平成26年度　南九州市決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の概要

今回公表する「健全化判断比率及び資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全であるのか、資金不足がどれくらいあるのかについて指標化し、基準値に対してどうなっているのかを法律に基づき公表するものです。

市の財政については、下表のとおり赤字・資金不足はなく、その他の比率についても基準数値を大きく下回っており、この法律上では健全な状態にあると判断されます。

1．健全化判断比率

（単位：%）

区　分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	― (―)	― (―)	6.9 (7.1)	20.9 (23.4)
早期健全化基準	12.93	17.93	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

［下段（　）数値は25年度数値］

※ 実質赤字額および連結実質赤字額がないため、実質赤字比率および連結実質赤字比率は算定されないことから「―」を記載。

2．公営企業会計に係る資金不足比率

（単位：%）

区　分	法適用企業	法非適用企業		
	水道事業会計	簡易水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	公共下水道事業特別会計
資金不足比率	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

［下段（　）数値は25年度数値］

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから「―」を記載。

（用語解説）

- 健全化判断比率…次の４つの比率で構成され、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標です。
  - 実質赤字比率……普通会計（本市では一般会計のみ）の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。
  - 連結実質赤字比率…全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。
  - 実質公債費比率…借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。
  - 将来負担比率……地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。
- 早期健全化基準…この基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査の実施が義務付けられ、財政の健全化を図らなければなりません。
- 財政再生基準……この基準を超えると、財政再生計画の策定、外部監査の実施の義務付けのほかに地方債の起債が制限されます。
- 資金不足比率……公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- 経営健全化基準…上記の早期健全化基準に相当する基準です。

(6) 一般行政職級別職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主　事 技　師	主任主事 主任技師	主　査 係　長	主任主査 係長・主幹	参　事 係　長	課　長	課　長	
職　員　数	27 人	22 人	56 人	105 人	97 人	21 人	9 人	337 人
構　成　比	8.01%	6.54%	16.62%	31.16%	28.78%	6.23%	2.67%	100%

(注)この表は、南九州市の給与条例に基づき、職員(一般行政職)を級別に区分したもの。

(7) 国との給料月額の水準比較（ラスパイレス指数※）

年　度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
一般行政職	96.8	97.3	98.3	98.0	106.7 (98.6)	106.0 (97.9)	98.1	98.3

※一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの。
下段（ ）数値は参考値で、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値。

(8) 主な職員手当

①期末・勤勉手当（平成 26 年度支給割合）

期　別	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月	0.675 月
12 月期	1.375 月	0.825 月
計	2.60 月	1.50 月

(注)職務上の段階、職務の級などによる加算措置が有る。

②退職手当（平成 27 年 3 月 31 日現在）

勤続年数	自己都合	勧奨・定年
20 年	21.62 月分	28.98 月分
25 年	30.82 月分	36.57 月分
35 年	52.44 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分

③特殊勤務手当

手当の種類（手当数）	支給職員の多い手当
5	福祉手当・道路上作業手当・水道工務手当

④扶養手当

区　分	配偶者	配偶者以外	1 人（配偶者なし）	特定期間の加算
支給額	13,000 円	6,500 円	11,000 円	5,000 円

⑤住居手当

区　分	借家・間借り	持　家
支　給　額	月額 27,000 円以内	平成 26 年 4 月 1 日から廃止

⑥通勤手当

区　分	交通機関利用	交通用具利用
支給額	月額 55,000 円以内	月額 2,000 円から 18,700 円以内

(9) 特別職の報酬など

区　分	給料・報酬月額 （平成 27 年4月1日現在）	期末手当 （平成 26 年度支給割合）	削減措置
市　　長	827,000 円（744,300 円）	6月期　1.40 月分 12月期　1.70 月分 計　3.10 月分	▲10%
副 市 長	651,000 円（618,400 円）		▲5%
教 育 長	613,000 円（594,600 円）		▲3%
議　　長	388,000 円	6月期　1.40 月分 12月期　1.70 月分 計　3.10 月分	
副 議 長	310,000 円		
議　　員	286,000 円		

(注)市長、副市長、教育長の給料・報酬月額の（　　）は、削減措置後の金額。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように定めています。

(1) 勤務時間

1 週間の勤務時間	開始時間	休憩時間	終了時間
38 時間 45 分	8：30	12:00 ～ 13:00	17:15

(2) 年次有給休暇取得（平成 26 年 1 月 1 日～ 12 月 31 日）

総付日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
12,555	3,148.0	318	9.9	25.1%

(注)市長部局の一般職に属する職員(中途採用退職者、育児休業取得者を除く)

(3) 育児休業および介護休暇取得（平成 26 年度中の新規取得者）
・育児休業　6 人　　・介護休暇　0人

(4) 病気休暇取得（平成 26 年中の取得者）
・取得者数　45 人

4. 職員の分限および懲戒処分（平成 26 年度）

(1) 分限処分　3 人（心身の故障による休職者2人）

(2) 懲戒処分　0 人（停職0人・減給0人・戒告 0 人）

5. 職員の服務

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことになっています。
そして職員には、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。　※平成 26 年度違反者　0 人

6. 職員の研修および勤務成績の評定

(1) 職員の研修（平成 26 年度）

区　　分	研修回数	参加者数
市の実施する研修	14 回	1,151 人
鹿児島県市町村振興協会の実施する研修	26 回	90 人
その他の機関が実施する研修	49 回	63 人

(2) 職員の勤務成績の評定
公務能率を増進させるため、職員の執務について、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定結果に応じた措置を講じることとされており、平成 25 年度においては、次のとおり実施しました。

評定の回数	評定の時期	評定の対象者数
1回	平成 26 年 10 月	442 人

7. 職員の福祉および利益の保護

(1) 福利厚生制度（平成 26 年度）

区　　分	受診者数	内　　容
職員健康診断	187 人	心電図検査・血液検査他・VDT 検査　　検査料 1,449,881 円
人 間 ド ッ ク	269 人	1 日・2 日・脳ドックについては市町村職員共済組合からの助成金を差引いた自己負担額の 1/3 を公費負担（平成 26 年度 2,493,000 円助成）
結　核　検　診	178 人	間接撮影　検査料　180,890 円

(2) 公務災害補償（平成 26 年度）　・認定件数　1 件

8. その他

・勤務条件に関する措置の要求
⇒平成 26 年度要求件数　無し

・不利益処分に関する不服申し立て
⇒平成 26 年度要求件数　無し

南九州市職員 人事行政の運営などの状況

1. 職員の任免および職員数

（1） 職員の任用

項　目	２５年	２６年	２７年
試験による採用者数	12 人	7 人	7 人
選考による採用者数	0 人	0 人	0 人
計	12 人	7 人	7 人

（注）県からの割愛職員は除く。

（2） 職員の退職者数

項　目	26 年度
定年・勧奨退職者数	12 人
普通退職者数	5 人
死亡退職者数	0 人
計	17 人

（注）県からの割愛職員は除く。

（3） 定員管理（平成 27 年 4 月 1 日現在）

①部門別職員数と主な増減理由

部門＼区分		職員数（人） 26 年	職員数（人） 27 年	対前年増減数（人）	主な増減理由
一般行政部門	議　会	5	5	0	
	総　務	84	85	1	行政改革による業務見直しに伴う職員減、防災安全課新設に伴う職員増
	税　務	33	30	▲3	行政改革による各支所の業務見直しに伴う職員減、退職不補充による職員減
	民　生	57	54	▲3	かつめ保育所の民間移譲に伴う職員減、長寿介護課の新設に伴う職員増
	衛　生	27	25	▲2	頴娃准看護学校閉校による職員減、保健センターの業務増による職員増
	労　働	0	0	0	
	農林水産	64	63	▲1	行政改革による各支所の業務見直しに伴う職員減 耕地林務課の業務増による職員増
	商　工	11	15	4	交流推進係の新設に伴う職員増、知覧特攻平和会館の業務増に伴う職員増
	土　木	44	42	▲2	行政改革による各支所の業務見直しによる職員減
	小　計	325	319	▲6	
特別行政	教　育	83	81	▲2	行政改革による支所の業務見直しに伴う職員減 退職・職員の派遣に伴う欠員不補充による職員減 公民館係・中学校の職員増
公営企業など	水　道	15	14	▲1	水道課の業務見直しによる職員減
	下水道	1	1	0	
	その他	18	18	0	老人保健事務の見直しによる職員減、介護・国民健康保険業務増による職員増
	小　計	34	33	▲1	
合　計		442	433	▲9	

（注） 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、教育長、臨時または非常勤職員を除く。

②定員適正化計画の数値目標および進捗

ア . 定員適正化目標〔集中改革プラン〕○計画期間　平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間。
平成 24 年度中に見直しを行い、第 2 次定員適正化計画を策定。
○概　要　計画初年度から 36 人を削減し、より簡素で効率的な行政運営を図ります。

イ . 年次別職員数　（単位：人）

部門＼区分		24 年度当初 計画前年	25 年度 1 年目	26 年度 2 年目	27 年度 3 年目	28 年度 4 年目	29 年度 最終	計
全部門	減　員		11	11	11	10	24	
	増　員		12	4	5	5	5	
	差　引		1	▲7	▲6	▲5	▲19	▲36
	職員数	450	451	444	438	433	414	

（注）職員数には市長、副市長、教育長は含まない。

2. 職員の給与

（1） 人件費（一般会計決算）

区　分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	（参考）25 年度人件費率
26 年度	37,437 人（H27.3.31 現在）	21,435,773 千円	448,062 千円	3,981,137 千円	18.57%	17.46%

（注） 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などや事業費支弁分を含む。

（2） 職員給与費（一般会計予算）

区　分	職員数（A）	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計（B）	一人当たり給与費（B/A）
27 年度	419 人	1,708,869 千円	263,386 千円	658,206 千円	2,630,461 千円	6,278 千円

（注） 1　給与費は、平成２７年度当初予算に計上された額。
（注） 2　職員手当には、退職手当組合負担金を含まない。

（3） 職員の平均給料月額および平均年齢（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区　分	一般行政職 平均給料月額	一般行政職 平均年齢	技能労務職 平均給料月額	技能労務職 平均年齢
南九州市	340,879 円	44 歳 8 月	328,625 円	50 歳 9 月
国	335,000 円	43 歳 5 月	287,992 円	50 歳 1 月

（4） 職員の初任給（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区　分		南九州市	国
一般行政職	大学卒	163,600 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円

（5） 職員の経験年数別・学歴別平均給料額（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区　分		1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 7 年未満	7 年以上 10 年未満
一般行政職	大学卒	163,600 円	175,900 円	182,600 円	197,000 円	211,100 円	231,700 円
	高校卒	142,100 円				184,800 円	195,900 円
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
	大学卒	278,200 円	324,500 円	367,600 円	386,900 円	405,300 円	416,700 円
	高校卒	225,700 円	287,100 円	346,800 円	359,400 円	387,100 円	405,900 円

（注）空欄は該当職員がいないため。